

第 128 回 I P U (列国議会同盟) 会議派遣参議院代表団報告書

| | | |
|------|--------|-------|
| | 参議院議員 | 尾立 源幸 |
| | 同 | 小野 次郎 |
| 同 行 | 国際会議課長 | 清水 賢 |
| 会議要員 | 国際会議課 | 鈴木 祐子 |
| 同 | 同 | 新田真由子 |

第 128 回 I P U 会議は、2013 年 3 月 22 日 (金) から 27 日 (水) までの 6 日間、キト (エクアドル) のサンフランシスコ会議センターにおいて、118 の加盟国・地域、9 の準加盟員 (国際議会) 及び 36 のオブザーバー等 (国際機関等) から 1,198 名 (うち、議員 619 名) が参加して開催された。

参議院代表団は、衆議院議員 5 名、同事務局職員及び同時通訳員と共に、日本国会代表団 (団長・上杉光弘衆議院議員、副団長・尾立源幸議員) を構成し、同会議に参加した。

以下、本報告書では、参議院代表団の活動に重点を置きつつ、本会議、評議員会及び常設委員会等の概要を報告する。

1. 開会式

開会式は 22 日、ラファエル・コレア・デルガド大統領臨席の下開催された。式においては、フェルナンド・コルデロ・クエバ・エクアドル国会議長、フィリップ・ドスト＝ブラジ開発のための革新的資金調達に関する国連事務総長特別顧問 (パン・ギムン国連事務総長の代理)、アブデルラハッド・ラディ I P U 議長及びコレア大統領からの挨拶があり、最後にコレア大統領より今次 I P U 会議の開会が宣言された。

2. 本会議

本会議は 23 日、24 日、26 日及び 27 日に開催され、以下の議題について審議が行われた。

(1) 第 128 回会議の議長の選挙

23 日、コルデロ・エクアドル国会議長が今次 I P U 会議の議長に選出された。

(2) 緊急追加議題

今次会議においては、モロッコから世界文化遺産の保護のための議会の役割について、ニュージーランドからレズビアン、ゲイ、バ

イセクシャル及びトランスジェンダーの人々に対する国際的な支援について、シリアからシリア危機の平和的解決を通じた国際的な平和・安全保障の達成における議会の役割について、ヨルダンからシリア難民に対する国際的支援に関する各国議会の役割について、メキシコから世界各地における保護者を欠く児童移民について、英国からシリア及び近隣諸国における危機の安全保障及び人道主義への影響について、計6件の緊急追加議題の挿入要請が行われ、23日の本会議において、それぞれ概要説明が行われた。概要説明の後、ニュージーランドとメキシコが要請を撤回したほか、英国が同様のテーマで議題案を提出していたヨルダンに賛成することで要請を撤回したため（ヨルダンは、自国の提出した議題案の内容に英国提出の議題案の内容を含める修正の受入れを表明した）、残りの3か国の議題案に対して投票が行われた。投票は議題案ごとに行われ、その結果は、モロッコ提出のものが賛成516票、反対303票、棄権266票、シリア提出のものが賛成346票、反対412票、棄権327票、ヨルダン提出のものが賛成672票、反対149票、棄権264票であり、ヨルダン提出の議題案「シリア危機の安全保障及び人道主義への影響に対処するとともに、各国政府に対し、シリア難民に対する国際的及び人道的責任を負い、難民受入れを行っている近隣諸国を支援するよう圧力をかける上での各国議会の役割」が今次会議の緊急追加議題として採択された。日本国会代表団は、ヨルダン提出の議題案に賛成20票を投じ、その他についてはいずれも20票全てにつき棄権した。

25日、中国、コートジボワール、エクアドル、フランス、イラン、ヨルダン、メキシコ、モロッコ、トルコ、英国、タンザニア及びザンビアの12か国の代表で構成される起草委員会が開催され、右議題に関する決議案の審議が行われた。

起草委員会では、全ての議会人及びIPU加盟国議会に対し、シリア難民に対してなし得る限りの財政及び現物支給の支援を行うよう、各国政府に圧力をかけることを要請するとともに、各国に対し、難民の受入れ国に対する避難施設及び宿泊設備の提供等を要請することを内容とする決議案が策定された。

27日、最終本会議において、起草委員会により起草された決議案が上程され、同決議案はコンセンサスにより採択された。なお、アルジェリア、キューバ、エクアドル、エルサルバドル、イラン、メキシコ、ペルー、ロシア、スーダン、シリア及びウルグアイは、右決議案の表題に「安全保障」という文言が使われていることに関して留保を表明した。さらに、シリアは自国の主権が侵害されたと感じられる数か所の項目に対し留保を表明したほか、キューバは決議前文の最初のパラグラフに対し留保を表明した。

(3) 「たゆまぬ成長から目的ある開発『良き生活 (Buen Vivir)』へ：新たなアプローチ、新たな解決策」を全体テーマとした一般討議

一般討議は、23日、24日及び26日の3日間にわたり行われ、尾立議員及び上杉議員を含む96名の各国議員等が発言した。

尾立議員は、26日の右討議において演説し、MDGs及びポストMDGsに関する取組について、①人間中心の視点に立った取組を実践する「人間の安全保障」の視点をポストMDGsに更に組み込む必要がある旨、②「包摂的成長」に関し、ポストMDGsにおいて成長・グローバル化の利益をより広く社会全体に行き渡らせる必要がある旨述べた。

同討議の成果は、「キト声明」として最終本会議で採択された。

(4) 保護する責任の強化：文民の生命を守る上での議会の役割

27日の最終本会議において、平和及び安全保障に関する委員会(第1委員会)によって起草された決議案が提出され、採択された。

採択された決議は、各国議会等に対し、ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化及び人道に対する罪を予防又は終結させるため、武力紛争の根本原因に関する問題に取り組むとともに、自国政府が、国民であるか否かを問わず、そうした罪から人々を確実に保護するようにすること及びそのための国の能力構築を支援すること等を要請する内容となっている。

(5) 持続可能な開発のためのフェアトレード及び革新的な資金調達メカニズム

27日の最終本会議において、持続可能な開発、金融及び貿易に関する委員会(第2委員会)によって起草された決議案が提出され、採択された。

採択された決議は、各国議会等に対し、フェアトレードやその他の貿易イニシアティブの促進・支援、認証されたフェアトレード基準の遵守、フェアトレード商品に対する税及び手数料軽減のための措置を要請するとともに、様々な形態での金融取引税、炭素排出税及び主要な疾病と闘う官民パートナーシップ等の革新的資金源の可能性を探ること等を奨励する内容となっている。

(6) 国民参加及び民主主義を強化するためのソーシャルメディアを含むメディアの活用

27日の最終本会議において、民主主義及び人権に関する委員会

(第3委員会)によって起草された決議案が提出され、採択された。

採択された決議は、各国議会に対し、メディアの活用を通じて民主主義プロセスへの国民参加を強化するための戦略及びガイドラインの策定、デジタル格差を狭めるための効果的な手段の実施及びソーシャルメディア利用者への積極的な支援・保護等を要請する内容となっている。

(7) 第130回IPU会議の議題の採択と報告委員の指名

27日の最終本会議において、3つの常設委員会より上程された第130回IPU会議の議題及び共同報告委員に係る提案が全て承認された。承認された議題は、以下のとおりである。

- ・核兵器のない世界に向けて：議会の貢献（第1委員会所管）
- ・危機に対し強靱な開発に向けて：人口統計傾向及び自然的制約を考慮に入れて（第2委員会所管）
- ・児童、とりわけ保護者を欠く児童移民の権利保護及び戦争・紛争下の児童の搾取防止における議会の役割（第3委員会所管）

(8) 女性に対する性的暴力に関する議長声明

女性に対する性的暴力が世界で広く行われており、こうした被害を防止するために緊急の対応策をとる必要があることを踏まえ、女性議員会議からの要請に基づき、執行委員会は女性に対する性的暴力に関する議長声明を発出することを承認した。27日の最終本会議において、議長は声明文を読み上げ、承認された。

3. 持続可能な開発、金融及び貿易に関する委員会（第2委員会）

第2委員会（S・E・アールホッセイニ委員長（サウジアラビア））は、23日及び25日に開催され、2（5）の議題について審議が行われた。同委員会には小野次郎議員が出席した。

23日、委員会全体会合において、まず共同報告委員F=X・ドゥ・ドネア議員（ベルギー）及びR・チトテラ議員（ザンビア）が作成した関連報告書及び決議草案について概要報告が行われた。

次に討議に移り、小野議員を始め34名の各国議員が発言した。

小野議員は、フェアトレードの拡大のためには、フェアトレードが先進国の消費者にとってアトラクティブであると同時に支持されるような手立てであることが求められるとともに、「二酸化炭素削減」と「脱原発（再生可能エネルギーへの貢献）」等、先進国消費者の関心を引く他の価値を保証することが極めて有効である旨述べた。また、革新的資金調達に関し、途上国支援の官民ファンドの設立、先進国の民間団体による途上国借款の肩代わり等を通じた資金調達を

奨励すべきである旨述べた。さらに、各国提出修正案に対する日本国会代表団の再修正案について、各国の賛同を求めた。

23日午後、同委員会の決議案に関して、アルジェリア、オーストラリア、ブルキナファソ、チャド、ドミニカ共和国、エクアドル、フランス、日本、パレスチナ、セルビア及びスーダンの11か国の代表から成る起草委員会が開催された。日本国会代表団を代表して出席した尾立議員は、同起草委員会において各国提出修正案の審議を行い、決議案の取りまとめに貢献した。日本国会代表団提出再修正案に基づき、決議案に、フェアトレードを持続可能な開発目標（SDGs）ないし現行のミレニアム開発目標に代わる2015年以降の開発枠組みの要素として含めること及び市民団体が開発のためのパートナーシップを取り結ぶことを支持し、そのことによって不利な立場にある生産者の市場へのアクセスを確保できるようにするとともに、持続的な生計が保証され、環境的に持続可能な農業と生産が奨励されるようにすることを求める内容のパラグラフが挿入された。

25日、委員会全体会合において、起草委員会策定の決議案について審議が行われた後、本会議に提出することが決定された。

4. 第192回評議員会

第192回評議員会は、23日、26日及び27日に開催された。審議の主な内容は、以下のとおりである。

(1) IPU加盟資格

今次評議員会において、新規加盟・資格停止等の該当国はなかった（加盟国数は162か国・地域）。

(2) 2012年度IPU決算

2012年度IPU財務報告書及び監査済財務諸表に係る審議が行われた後、同年度IPU決算が承認された。

(3) IPU戦略2012年—2017年の実施

IPU会議の新たな形式、常設委員会及びその理事会の機能並びに国連に関する委員会の地位について、常設委員会理事会合同会合、若手議員会議、女性議員会議調整委員会からの意見を取り入れた一連の提案が承認された。

(4) 今後の会議

今後の開催が確認された会議のうち、主なものは以下のとおりである。

- ・第 129 回 I P U 会議（2013 年 10 月 7 日～9 日、スイス連邦、ジュネーブ）
- ・W T O に関する議員会議・バリ会合（2013 年 12 月 2 日及び 5 日、インドネシア、バリ）
- ・第 130 回 I P U 会議（2014 年 4 月 10 日～13 日、アゼルバイジャン、バクー）
- ・第 132 回 I P U 会議（2015 年 3 月 29 日～4 月 1 日、ベトナム、ハノイ）

5. アセアン＋3 会合

アセアン＋3 会合は、22 日、議長国である我が国の尾立議員の主宰により開催された。審議の主な内容は以下のとおりである。

（1）起草委員会委員の推薦

本会合は、第 2 委員会の起草委員として、日本（尾立議員）を推薦することを決定した。

（2）次回アセアン＋3 会合議長国

次回アセアン＋3 会合（2013 年 10 月、ジュネーブ）の議長国はラオスになることが決定された。

（3）その他

ベトナム議員団の要請により、2015 年の第 132 回 I P U 会議の開催国として同国が立候補していることを議長から紹介し、本会合はベトナムの立候補を支持することを決定した。

6. アジア・太平洋地域グループ会合

アジア・太平洋地域グループ会合は、22 日、議長国である我が国の上杉議員の主宰により開催された。審議の主な内容は以下のとおりである。

（1）I P U 執行委員会の報告

執行委員が本会合に出席していなかったため、インドネシア議員が、同国から女性議員会議調整委員長の立場で執行委員会に出席している議員を代理して、20 日及び 21 日に開催された執行委員会の概要について報告を行った。

（2）アセアン＋3 会合の報告

同会合の議長を務めた尾立議員が、会合の報告を行った。

(3) 緊急追加議題に関する審議

本地域グループとして支持する議題案を決定することができなかつたため、本会議での議題案への投票は各国の決定に委ねることとなった。

(4) 起草委員会委員の推薦

本地域グループは、第2委員会の起草委員として、日本（尾立議員）を推薦することを決定した。

(5) 第128回IPU会議における欠員補充

IPU役員のうち2つの空席ポスト（第3委員会理事会の正委員及び国会議員の人権委員会の代理委員）の欠員補充については、立候補者が多く、本会合では結論がまとまらず、会合終了後においても、断続的に調整が図られた。

結局、第3委員会については、立候補者からの要求により、同委員会での投票で決することとなり、アフガニスタンの議員が選出され、国会議員の人権委員会については、候補者がバングラデシュの議員に一本化され、同議員が27日の評議員会において選出された。

(6) その他

ベトナム議員団の要請により、2015年の第132回IPU会議の開催国として同国が立候補していることを議長から紹介し、本地域グループはベトナムの立候補を支持することを決定した。

7. その他

参議院代表団は、アジア・太平洋地域グループ議長国としてメンバーを招いて昼食会を開催したほか、各会議の合間を縫って、エクアドル国会議長、ベトナム、コンゴ共和国、イラク、キューバ及びアフガニスタンの各国代表団と懇談の機会を持つ等の活発な議員外交を通じて、相互理解及び友好親善の促進に努めた。

第 128 回 I P U 会議採択決議

保護する責任の強化：文民の生命を守る上での議会の役割

(2013 年 3 月 27 日 (水)、本会議にてコンセンサス*により採択)

第 128 回 I P U 会議は、

- (1) 保護する責任が、幾つかの世界的なイニシアティブに従い、2005 年の世界サミットにおいて、ジェノサイド、民族浄化、戦争犯罪や人道に対する罪を防ぎ、これらから人々を守るための必要かつ重要な原則であると認識されたことを確認し、
- (2) 本原則が、スレブレニツァ及びルワンダで起きたようなジェノサイドを防止するとの観点で確立されたことを想起し、
- (3) また、国連安全保障理事会がジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化や人道に対する罪といった国際犯罪が国際平和及び安全保障に対する脅威となると見なしたこと、武力紛争下での文民保護に言及した国連安保理決議 1674 (2006 年) において、国連安保理によって保護する責任の原則が再確認されたことを想起し、
- (4) 平和的手段では不適當で、国家当局が、ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化及び人道に反する罪から国内の住民を明らかに保護しない場合には、保護する責任の適用に関連するいかなる決定も、国連憲章、特に第 7 章に従い、国連安保理を通じて、ケースバイケースで、必要な場合には関連する地域機関と協力しながら、適時かつ断固とした方法でなされなければならない、こうしたいかなる行動も文民保護のための適切な手段を定めた規定に沿って、平和的な方法を最優先事項とすることになされなければならないこと

* キューバ代表団は、決議全体について留保を表明した。

ペルー代表団は、本文パラグラフ 10 について、「国際刑事裁判所やローマ規程へのいかなる言及も、問題となっている特定の国家によって認識されている他の国際的な司法権、とりわけ地域の司法権に不利益となるものであってはならない」ことを考慮し、留保を表明した。

スーダン及びシリア・アラブ共和国の代表団は、前文パラグラフ 9 並びに本文パラグラフ 10 及び 11 について留保を表明した。

を強調し、

- (5) 武力紛争下の女性及び子供の特別な窮状を強調し、
- (6) レイプ及びその他の形態の性的暴力が、女性・平和・安全保障に関する国連安全保障理事会決議 1325、1888 及び 1960、特に、レイプ及びその他の性的暴力が、戦争犯罪、人道に対する罪又はジェノサイドを構成する行為に該当しうることを認めた決議 1820 の規定に照らし、人道に対する罪を構成しうることを想起し、
- (7) 保護する責任の原則が、以下の三つの柱、①それぞれ個々の国家には、ジェノサイド、民族浄化、戦争犯罪、人道に対する犯罪（これらの犯罪の扇動を含む）から、適切かつ必要な手段を通じ、その予防とともに、国民であるか否かを問わず国内の住民を保護する恒久的な責任があること、②この義務を果たす国家の能力構築を援助し支援するために国際社会が関与すること、③国民国家当局が明らかに、ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化、人道に対する犯罪から国内の住民を保護しないときは、適時に断固たる方法で集団的行動を国際社会が実施すること、に基づくものであるという事実に留意し、
- (8) 国際社会が懸念する極めて重大な罪の加害者及び扇動者に対する刑事免責に対抗することの重要性を強調するとともに、当該分野において国際刑事裁判所（ICC）が果たす貢献を認識し、また、ICC が果たす役割について認知度を高め、そうした犯罪の加害者に対する適切な国家当局及び ICC への通報及び告訴を促進し、他方、ICC に対する必要な証拠や十分な情報の提供に関与する人々への貢献の重要性を認識しつつ、国家当局の告訴への対応、正義の追求、ICC との協力及び調整について能力強化する必要性を強調し、
- (9) ①2005 年世界サミット成果文書のパラグラフ 139 が「国際社会は、国連を通じ、国連憲章第 6 章及び第 8 章に従い、ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化及び人道に対する犯罪から人々を保護するよう支援するため、適切な外交的、人道的及びその他の平和的な手段を用いる責任もまた有している」と言及していることを想起し、②平和的手段では不適當で、国家当局が、ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化及び人道に反する犯罪から国内の住民を明らかに保護しない場合には、適時かつ断固とした方法で、国連安保理を通

じて、第7章を含む国連憲章に従い、ケースバイケースで、適切な関連する地域機関と協力した上で、集団的措置をとることについて、その意思があることを表明し、③国連総会が、国連憲章及び国際法の原則を念頭に、ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化及び人道に対する罪並びにその関連犯罪から人々を保護する責任についての検討を継続する必要性を強調し、④各国が、ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化及び人道に反する罪から、国内の住民を保護し、危機及び衝突が発生する前に窮地にある者を支援する能力を構築し得るよう、必要かつ適切に、支援することを保証し、

- (10) 保護する責任の選択的な実施に関して生じている懸念を認識し、保護の必要が、政治的及びその他の無関係な判断に基づいて国家の内政に干渉する口実を与えるものとみられるべきではないことを強調し、
- (11) 国連安保理が、国際的な平和及び安全保障における一次的な責任を有していることを再確認し、国連憲章の関連規定に従い、国際的な平和及び安全保障の維持に関する国連総会の役割に留意し、
- (12) 予防が保護する責任の中核的特徴であり、教育の重要性、メディアの役割、武力紛争の根本原因に取り組む必要性を強調し、
- (13) いかなる軍事介入であっても国連安保理が承認する前に、国連安保理は国連憲章第6～8章に基づき他の全ての方策を検討すべきであることを認識し、また、保護する責任が、予防のため又はジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化、人道に対する犯罪から人々を保護するためにのみ行使されるべきであることを留意し、
- (14) 国連憲章第2条が掲げる全加盟国の主権平等の原則を再確認し、また、保護する責任が国家主権及び既存の恒久的な国家の法的義務の双方に基づくものであることを強調し、
- (15) 文民の殺戮を予防又は阻止させるか否かや、いかに予防又は阻止させるかをめぐり国際社会が膠着状態に陥るといった状況を回避するため、世界中の議会は、女性、平和及び安全保障、子供及び武力紛争に関する国連安保理決議に特に配慮し、時宜に適切、一貫性があり効果的な手法によって、保護する責任を適用し実施することができるよう、その方法及び手段を検討すべきであることを確信し、

- (16) 第 126 回 I P U 会議（カンパラ、2012 年）がコンセンサスにより採択した以下の決議、すなわち、シリア・アラブ共和国における暴力、人権侵害及び虐待を即時に終結させるよう要求し、危機の平和的な終息をもたらそうとする国際機関・地域機関の努力に対する支援を求め、国連及びアラブ連盟に対しては、当該国の軍による暴力の終結を支援し、現在の人道危機に対処するための努力を倍加することを要請し、隣接国との国境にいるシリア難民の問題に関するあらゆる局面に緊急に取り組むよう強く要求する決議を想起し、
- (17) 各国議会は、保護する責任の適用に一層関与すべきであり、特に、国内の住民の生命及び安全保障を保護する役割を果たす上で、ジェノサイド、民族浄化、戦争犯罪、人道に対する罪を予防し阻止できるかについての徹底的な考察及び行動が必要であることを確信し、
- (18) また、議会、政府、市民社会及び司法の間の相互支援が、人権保護の効果的な強化に役立つ可能性があることを確信し、
- (19) 不安定かつ暴力にさらされた地域における平和の回復または維持には、多額の財源が必要であることを認識し、
- (20) 国家当局及び議会が、良い統治を行い、責任ある公的機関を保証し、全ての人々の人権を促進及び保護し、法の支配、司法への公正で平等かつ公平なアクセス、専門的で民主的な責任を有する安全保障サービス、包括的な経済成長、多様性の尊重を保証することにより、武力紛争や大量殺戮の根本原因に取り組む幅広い必要性があることを確信し、
- (21) 難民の地位に関するジュネーブ条約に従い、難民の権利の尊重を保証する上で、国連の責任を強調し、
- (22) また、保護する責任の適用における各国議会の役割は、立法及び行政の異なる役割の尊重に基づくべきであり、行政府に対する監視は、とりわけ人権の保護や促進について、民主主義の原則と軌を一にすべきであることを強調し、また、各国議会は保護する責任に関連する問題を取扱う独自の手段や委員会を有することに留意し、

1. 各国議会及び議会人に対し、ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化及び人道に対する罪を予防または終結させるため、女性及び子供の窮状に特に注意を払いつつ、あらゆる公的教育や意識向上のための手段を活用するとともに、武力紛争の根本原因に関する問題に取り組むよう要請する。
2. 議会人に対し、女性及び子供に対する暴力行為を非難するため、また、不処罰と戦うため、ソーシャルメディアを含むあらゆる手段を活用するよう要請する。
3. 各国議会に対し、自らの政府が、ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化、戦争犯罪、人道に対する犯罪から、国民であるか否かを問わず、人民を確実に保護するよう強く要請し、また、各国議会及び政府に対し、ジェノサイド、民族浄化、戦争犯罪、人道に対する罪を予防し、そうした犯罪から国民であるか否かを問わず国内の住民を保護し得るよう、国の能力構築支援を行うことを強く要請するとともに、各国議会及び政府に対し、必要な場合には、そうした犯罪を予防または中止させるため、国連憲章の規定に従って、適時かつ断固とした行動をとるよう強く要請する。
4. 各国議会に対し、テロリズムに対抗するための政府の活動に対する監視を強化し、テロリストへの財政支援やテロリストの活動の促進やテロリズムへの援助を各国に対し控えるよう求める国連憲章第7章に基づき採択された国連安保理決議を実行するよう要請する。
5. また、各国議会に対し、女性及び子供を保護する法や政策を採用し、性的暴力を予防及び刑罰化し、平時及び戦時に犠牲者への救済を行うよう要請する。
6. 各国議会に対し、国際的な条約及び決議における自国の義務に精通し、関連する条約機関、とりわけ人権関連機関の要請によって行政府が提出する国別報告書の提出を監視し、地域的・国際的人権メカニズムにより関与し、保護する責任に関する国連の全ての原則や決議が各国により確実に全面的に適用され尊重されるよう奨励する。
7. 各国議会に対し、自国が締約国となっている全ての国際的な条約について、必要のある場合には、人権や、文民、特に女性及び子供の保護に関する条約、特に武力紛争やその他の危機の間やその後に女

性及び子供の権利及び保護に関して適用される条約を優先して国内法化することを確保するよう要請する。

8. 全ての議会に対し、武力紛争中に捕われた文民の権利を尊重し、効率的な捜査や訴追を含む適切かつ効果的な司法救済を保証し、女性及び子供の犠牲者に対し尊厳をもって扱い、犠牲者に対する賠償を保証するための方策を採用するよう強く要請する。
9. 各国議会に対し、少年兵が通常の生活を取り戻すことができるよう支援するためのプログラムを採用するよう奨励する。
10. 各国議会に対し、各国の刑法及び軍法を、武力紛争における文民の保護に関する国際規範に適合させるため、全ての必要な措置をとるよう要請するとともに、極めて重大な罪の加害者に対して、国内裁判所、若しくは、国家が訴訟する意思がない又は真に能力がない場合でローマ規程の締約国である場合には国際刑事裁判所において、自らの行為の責任を確実に取らせるよう要請する。
11. 議会人に対し、ジェノサイド、人道に対する罪及び戦争犯罪に関する国際刑事裁判所の権限を認めるローマ規程の全世界的な批准を促進するため、各々の国際的なネットワークを活用するよう強く要請し、各国議会に対し、自国の政府がローマ規程に署名するよう要請し、まだそうしていない全ての議会に対し、ローマ規程を批准するよう要請する。
12. また、各国議会に対し、人権や国際人道法違反を犯し若しくは促進する際又は貧困との戦いを妨げる際に武器が用いられる高い危険性がある場合に、武器の移転を終結させるため、武器の取引に関する条約についての議論を促進するよう強く要請する。
13. 国際関係を監視する委員会をいまだに設置していない全ての議会に対し、そうした委員会を設置するとともに、同委員会が、その議題に取り組む上で十分な財政的・人的資源及び時間を確保するよう要請する。
14. 各国議会に対し、女性及び子供、マイノリティ及び先住民族を含む人権の保護が、国内法において保障されるとともに、実際に実行されるよう奨励する。

15. 各国議会及び政府に対し、女性の人権を保障し、平和及び安全保障のイニシアティブにおける女性の役割をさらに高め、女性の権利保護のための現存する国際的な公約を高く評価し、大量殺戮を予防及び終結させるための意思決定における女性のリーダーシップを具体化するよう強く要請する。
16. 保護する責任に関し、各国議会は、広範囲にわたる人的、社会的及び経済的な影響により、女性や子供が最も苦しむことが多く、また、彼らの窮状が見過ごされていることから、危機的な地域における女性及び子供の人権に特別に配慮すべきであることを強調し、
17. 各国議会に対し、武力紛争や内部の騒乱及び緊張状況に、より迅速かつ効果的に対応するため、政府が国、地域、国際レベルで早期警戒システムや意思決定・対応メカニズムの創設及び効果的な運用を支援するよう奨励することを要請する。
18. 各国議会に対し、政府がフォローアップ及び予防の責任を果たすことにより、文民に関するリスク状況に政府が積極的に注意を向けるよう要請する。
19. メディアの表現の自由を保障し、メディアの自由が国家の憲法及び法によって保護されることを保障し、全ての当事者が、ジャーナリスト及びメディア関係者の保護と安全に関する国際的な義務を遵守するよう要求し、全ての住民の人権を尊重する正確なジャーナリズムを支援し、差別、敵対行為、暴力の扇動を構成する憎悪の表現を非難し、適切な場合には、そうした扇動に対する立法を行うことによって、ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化及び人道に対する罪の実行について、文書化し、予防し、認知度を高めるといったメディアの役割を促進する努力を要求する。
20. 各国議会に対し、大量殺戮を生じるとともに持続可能な支援を必要とする紛争後の状況において、平和回復に向けた持続可能な支援を提供し、必要に応じ、危機や紛争後の国家の再建を支援するために必要な資金や、国連平和構築基金に寄付するための資金を割り当てるよう、政府の要請に基づき断固として行動するよう要請する。
21. 各国議会に対し、暴力から人々を保護し、人々の安全を保障するための活動を行う組織のための財源を国家予算に含めるよう要請する。

22. 各国議会に対し、平和プロセスや交渉への女性の参加を促進することにより、女性が、交渉チームの少なくとも3分の1を占め、防衛軍及び治安部隊において十分な代表権を有し、調停者や平和構築者として適切に訓練されることを保証することを含め、国連安保理決議 1325 を確実に実行するよう要請する。
23. IPUに対し、保護する責任の実施についての議会の監視や、武力紛争時における文民保護及びジェノサイド、民族浄化、戦争犯罪及び人道に対する犯罪からの人民保護への議会の関与といった領域において、グッド・プラクティスの共有を促進するよう要請する。
24. また、各国議会に対し、人権機関の報告書について、また、各国政府が人権保護を保証する方法について、注意を払い、精査するよう強く要請する。
25. 各国議会に対し、良い統治と平和及び安全保障の向上との間にある正の相関関係を踏まえ、良い統治を促進するよう要請する。
26. また、各国議会に対し、国連安全保障理事会の手続を注視し、それぞれの政府が強制措置に訴える際に、責任ある行動をとる必要性を安全保障理事会で説明するよう求め、かつて採択された決議が国全体で透明な手法により実施されることを確保するよう要請する。
27. さらに、各国議会に対し、人道的組織が、プログラムを通じてジェンダーを主流化し、緊急事態において女性に優先権を与えることを保証するよう要請する。
28. 全ての議会に対し、世界中において、人権、法の支配及び民主主義を擁護し、推進するよう要請する。
29. 各国議会に対し、文民の人権保護をより保障し、改善するため、平和及び安全保障の問題において、市民社会と協働するよう奨励する。
30. 各国政府及び各国議会に対し、難民の権利及び国際的な保護に対する難民の権利を保護する責任を負うよう要請し、また、各国議会及び各国政府に対し、難民及び庇護希望者を保護する義務を果たすよう要請する。

第 128 回 I P U 会議採択決議

持続可能な開発のためのフェアトレード及び革新的な資金調達メカニズム
(2013 年 3 月 27 日 (水)、本会議にて全会一致により採択)

第 128 回 I P U 会議は、

- (1) フェアトレードが、すなわち、(i) 途上国の小規模生産者及び労働者に発展のための本質的な機会を提供する、(ii) 持続可能な開発に対しより公平指向、社会的包摂かつ支援する存在となるよう奨励することで世界貿易体制及び民間企業にプラスの効果を与えることに資する、という 2 つの目的を果たすものであり、これら目的が I L O (国際労働機関) の基準及び政策に従って果たされなければならないことに言及し、
- (2) フェアトレードが、先進国の雇用及び持続可能な開発に対してと同様、途上国における生産者及び労働者、特に女性の収入に対してもプラスの効果を持っていることを認識し、
- (3) 2000 年 6 月 23 日にコトヌー(ベナン)で署名され(コトヌー協定)、2005 年 6 月 25 日にルクセンブルク及び 2010 年 6 月 22 日にワガドゥグにおいて改訂された「アフリカ・カリブ海・太平洋諸国 (A C P) と欧州共同体及びその加盟国との間のパートナーシップ協定」、特に、同協定の第 23 条 (i) 項がフェアトレード促進への支持を表明するとともに、フェアトレードの目的の実現が持続可能な開発の必要条件やニーズに結びついていることに留意していることを想起し、また、とりわけ、国際貿易における対話、透明性、尊重及び公平性との関連で、フェアトレードの原則に対する尊重を強調し、
- (4) グローバリゼーションの社会的・人間的側面を踏まえ、「開発戦略は、持続的で包括的な経済成長、社会開発及び環境保護を促進し、その結果、全ての人に利益を与え、あらゆる側面で持続可能な開発を達成するために、経済的、社会的、環境的側面を統合し、それらの相関を認識し、あらゆるレベルで持続可能な開発を、主流として更に組み込むという観点を持って形成されなければならない」ことに留意した第 11 回国連貿易開発会議 (2004 年 6 月 13 日

～18日、サンパウロ、ブラジル)で採択されたサンパウロ・コンセンサス及びリオ+20サミット(2012年6月、ブラジル)の成果文書「我々が望む未来」において表明された諸決定を想起し、

- (5) 欧州連合が、現在、世界の売上の60%から70%を占めている、フェアトレード商品の最大市場であることに留意し、
- (6) フェアトレードは、貧富の格差を埋めるため、持続可能性、公平性、透明性及びジェンダー平等に基盤を置くべきであることを考慮し、
- (7) 貧困を撲滅すること、全ての人に初等教育を確保すること、ジェンダー平等及び女性の地位向上を促進すること及び大規模な世界広域にわたる疾病に対処することの手段として、持続可能な開発のための革新的な資金調達メカニズムを持つ必要性に留意し、
- (8) また、持続可能な開発を確保する手段として迅速かつ効果的な方法で正義を施す強力で独立した司法制度の必要性に留意し、
- (9) 人間の活動が引き起こした結果として見るべき気候変動及び地球温暖化に対処し、闘う必要性を認識するとともに、官民の投資及び国際協力を気候変動の脅威に直面している食料安全保障を強化するため増大させる必要性を認識するとともに、この観点から、全ての国の責任と義務は常に、公正の原則及び共通であるが差異ある責任に基づくべきであるということを考慮し、
- (10) また、先進国・途上国間及び先進国同士・途上国同士での均等な機会を確保するための、国際貿易を規定する国際法の必要性を認識し、
- (11) さらに、持続可能な開発を加速する手段として、ミレニアム開発目標(MDGs)を含む、国際的に同意された開発目標を実現する必要性を認識し、
- (12) 以前のIPU決議、特に第104回IPU会議(ジャカルタ、2000年)の「開発のための資金調達及び貧困撲滅を目指す経済社会開発の新たな理論的枠組み」、及び第112回IPU会議(マニラ、2005年)「債務問題に取り組み、ミレニアム開発目標を達成するための革新的な国際的資金調達及び貿易メカニズムの確立のための議会

の役割」を想起し、

- (13) また、「共有の開発目標のために民間資金を動員することを目的として、革新的資金メカニズムを更に発展させる。」と宣言している第4回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム（釜山、2011年12月）を想起し、
- (14) 開発のための革新的資金調達に関するリーディング・グループの画期的な功績に言及し、
- (15) 「我々は、革新的資金調達メカニズムが、途上国が開発のための付加的資源を自発的に動員するのを支援するに当たってプラスの貢献ができると考えている。そうした資金調達は伝統的資金源を補うものであるべきで、それに代わるものであってはならない。開発のための革新的資金源の大幅な進歩を認識しつつ、我々は現在のイニシアティブについて、必要に応じて、規模の拡大を求める。」と表明したリオ+20会議における成果文書にも言及し、
- (16) ミレニアム開発目標及びその他の開発目標の達成のためには、先進国の資金調達コミットメント及び援助の有効性原則の履行及び尊重が、差し当たり不十分であることを確認し、
- (17) また、持続可能な開発のための必要資金の規模を踏まえ、違法な活動へのこれらの資源の逸脱を防ぐための手段をとりつつ、民間、公共及び両者による最大限の協力により、また、様々な手段や方法を通じて、資金源が確保されなければならないことを強調し、
- (18) 世界経済において鍵となる多くの部門は、負の外部性を生み出しているにもかかわらず、現在のところ課税されていない国があることに注意し、
- (19) 住民に対する国の責任を免除してはならないものである、持続可能な開発プロジェクトのために投じられた民間の慈善資金が急激に増加したことを歓迎し、
- (20) 貧困国又は中所得国の開発のための資金源としての送金額の増大がより高まっていることを考慮し、また、それら送金のコストがしばしば法外なものとなっていることを懸念し、

(21) 気候変動がとりわけ途上国に対して影響を及ぼすこと、その影響を防止及び緩和し、エネルギー不足を減少させるための資金調達手段がミレニアム開発目標の達成に貢献することを強調し、

(22) 世界貿易機関（W T O）の役割及び業績を考慮し、

1. 各国議会に対し、ミレニアム開発目標を達成し、ポスト 2015 年開発アジェンダを履行するための手段となる社会上及び環境上の基準を向上させることに貢献する、フェアトレードやその他独立して監視される貿易イニシアティブを促進・支援することを要求する。EU に対し、フェアトレードやその他独立して監視される貿易イニシアティブを引き続き促進・支援すること、そして、コトヌー協定第 23 条（i）項を履行することを要求する。
2. また、各国政府に対し、フェアトレードを促進・支援すること及び、持続可能な開発目標（S D G s）ないし 2015 年以降の開発枠組みにおいて、フェアトレードをその不可分の要素として含めることを要求する。
3. さらに、EU に対し、フェアトレードやその他独立して監視される貿易イニシアティブを引き続き促進・支援すること、そして、コトヌー協定第 23 条（i）項を履行することを要求する。
4. また、先進国に対し、新しいフェアトレード商品の開発に当たっての開発協力メカニズムを通じて、途上国に資金源を提供し、消費者が正しい選択を行うために必要な全ての情報へアクセスできることを保証することを要請する。
5. 特に I L O 基準に注意を払いながら、フェアトレード・インターナショナルにより認証された、とりわけ生産条件及び全てのフェアトレード認証商品が社会的・経済的に公正かつ環境上の責任を果たすものであることを保証するための、明確、最低限かつ革新的な基準を含んでいる、フェアトレード基準が遵守されることを要求する。
6. また、政府、地方自治体、企業、それにフェアトレード組織を含む市民団体が開発のためのパートナーシップを取り結ぶことを支持し、そのことによって不利な立場にある生産者が市場へのアクセスを確保できるようにするとともに、持続可能な生計が保証され、環境的に持続可能な農業と生産が奨励されるよう要求する。

7. フェアトレード認証のプロセスが、国家の権限の下、そして地域貿易を管轄する地域機関及びWTOの枠組みの中で実施されることを要請する。
8. 各国議会及び各国政府に対し、開発ニーズを満たし、実現可能な手段及び配分メカニズムを明らかにすることに必要な革新的資金源の可能性を探ることを強く要請する。
9. 各国議会及び各国政府に対し、以下の革新的資金源について国内、地域及び／又は国際上の可能性を探ることを奨励する。
 - － 様々な形態での金融取引税
 - － 様々な形態での炭素排出税
 - － 航空上及び海洋上の活動などの世界的な活動に対する課税
 - － GAVI アライアンス（ワクチンと予防接種のための世界同盟）や国際ロータリーにより成功裏に行われたマラリア撲滅のためのキャンペーンのような、主要な疾病と闘う官民パートナーシップ
 - － 先行マーケット・コミットメントのような、開発のための民間による資金調達を促進する保証契約及び保険契約の利用
10. 各国議会に対し、フェアトレード商品に対する税及び手数料の軽減のため、法律及び規制上の措置を通じて積極的な役割を果たすことを強く要請する。
11. 各国議会及び各国政府に対し、各国における開発戦略やそれに関する資金調達を決定する際、送金についてより考慮するよう訴える。また、労働受益国は、労働者の祖国への送金に対して、いかなる不当な制約も課してはならない一方で、これらは彼らの国において交換可能通貨の基本的な収入源となることを踏まえてコストを減少させなければならないことを強調する。
12. これら革新的金融フローが、できる限り予見可能かつ持続可能でありながら、途上国に追加的負担を課すものであってはならず、そして、公式な開発援助フローを減らすことなく補うものでなければならず、さらに、ポスト2015年開発目標が中心となった開発戦略と矛盾したものではあってはならないことを強調する。
13. また、革新的資金メカニズムの導入において、透明性及び公的監視が必要不可欠な条件であることを強調し、そして助言を与えるとい

う目的で既存のプログラムのケーススタディを行うことを提案する。取引コストを削減するとともに、革新的な資金調達の提供及びその開発成果に対する影響を査定するよう独立した監視及び評価メカニズムを促進するため、分離している監視及び評価メカニズムの調和の必要性を訴える。

14. 開発プロジェクトに対する利益の透明な配分を確保し、それに関する公的監視を促進すると共に、開発目標に対するそれらの貢献の効果的な評価を保証することを妨げ得るような、革新的な資金調達のための複雑な構造を設定することを警戒する。
15. 世界的又は地域的な包括機関を通して、革新的な資金調達メカニズムの利益の配分を考慮すべきことを訴える。
16. 関連するNGO活動の調整及び既存のプログラム・経験のより良い活用を提唱する。
17. 先進国及び途上国の双方の議会及び政府に対し、脱税に対する闘いにおける国際的協調を促進すること、そして、課税の分野、主に脱税及び非課税地域への違法な資本流入に対抗するための徴税及び税制措置に関する取組とともに、特に途上国におけるとりわけ女性のための財産権の認識・保護、土地の登記システム並びにビジネス及び投資環境の改善を通じて、安定した財政政策を達成し、国内収入を増大させるために極めて重要な取組を強化することを要請する。
18. 採取部門における収入の透明性及び説明責任を向上させる手段としての採取産業透明性イニシアティブ（EITF）の強化及びより幅広い実施を要求するとともに、議会に対し、各国でのEITFプロセスを支援及び監視するよう要請する。
19. 先進国政府に対し、途上国における税務当局、司法、腐敗対策機関の分野における支援を強化することを要請する。
20. また、先進国政府に対し、管轄区域内に本拠地を持つ企業によって途上国で活発に行われている収賄行為と闘うよう要請する。
21. 途上国及び先進国に対し、公共の支出・投資における効率を向上させるため、効果的で不偏不党な司法制度を導入することで収賄と闘うための取組を拡大するよう強く要請する。

22. 各国政府及びN G Oに対し、コペンハーゲン合意及び気候変動に対応するその他の国際合意の下で、公約の遵守に向けた取組を行うよう要求する。
23. 各国議会及び政府に対し、途上国が気候変動と闘うのを支援するための革新的資金調達メカニズムを創設する可能性を徹底的に探るよう奨励する。
24. 全ての政府、特に途上国の政府に対し、国民の教育レベルを改善し、女性、子供及びその他の不利な条件に置かれたグループに権限を与えることで、持続可能な開発の達成に向けた取組を行うよう要求するとともに、各国議会及び政府に対し、教育のための革新的資金調達メカニズムを創設する可能性を徹底的に探るよう奨励する。
25. また、フェアトレードを達成するための方法及びそのための議会の役割を議論するため、フェアトレードに関する国際議員会議を開催することを要求する。
26. 2006年に立ち上げられた、開発のための革新的資金調達に関するリーディング・グループにまだ参加していない国に対し、参加するよう要請すると共に、既存の全ての持続可能な開発のための資金調達メカニズムに参加するよう要請する。
27. 議会人及びI P Uに対し、持続可能な開発を確保するための手段としてのフェアトレードの提唱において、極めて重要な役割を果たすよう要求する。

第 128 回 I P U 会議採択決議

国民参加及び民主主義を強化するための ソーシャルメディアを含むメディアの活用

(2013 年 3 月 27 日 (水)、本会議にてコンセンサスにより採択)

第 128 回 I P U 会議は、

- (1) 国民と議会人による対話は、民主主義及び民主主義機関をより尊重するようにする可能性を秘めていることを考慮し、従って投票への参加の低下に対処し、またより一層の説明責任を促進し、
- (2) 伝統的なメディア、とりわけ職業上の基準である編集の独立性、多元性及び情報の質を重視する伝統的なメディアが、世界の大多数の人々にとって議会に関する主要な情報源であり続けているという事実に留意し、
- (3) 伝統的なメディアは、急速な技術上・財政上の変化に対応する際に、課題に直面しており、そのことが議会に関するものを含む情報を提供する能力に影響を与える可能性があるという事実に留意するとともに、独立した多元的で良質なメディアは民主主義プロセスに不可欠なものであることに留意し、
- (4) ますます多くの国民や議会人がソーシャルメディアを世界的に使用していることを認識し、
- (5) ソーシャルメディア・サービスによって人権や基本的自由の享受が促進される可能性を認識する一方で、まさにこれら権利や自由、とりわけプライバシーの権利や人間の尊厳が、ソーシャル・ネットワーク上で脅かされる場合もあることを強調し、
- (6) 議会人と国民との間の双方向の交流を通じた国民参加をより一層促進するためのソーシャルメディアの可能性を考慮し、
- (7) 国民がネットワークを創出し、刺激を与え合い、監視活動に参加し、政策決定過程に貢献できるようにすることによって、ソーシャルメディアを含むメディアが国民参加を強化する可能性にも留

意し、

- (8) 議会の取組は、国民に対し理解しやすく興味を抱かせるような方法で説明がなされるべきであることを強調し、
- (9) 民主主義プロセスに女性を参加させ、含めることを促進する必要性を確認し、
- (10) また、民主主義プロセスに若者を参加させ、含めることを促進する必要性を確認し、
- (11) さらに、知識やソーシャルメディアの利用も含めて、民主主義プロセスに高齢者を、参加させ、含めることを促進する必要性を確認し、
- (12) 若者への議会人の関与を強め、若者の問題、ニーズ及び要望に対する意識を高めるためのソーシャルメディア及び近年の情報技術の可能性を強調し、
- (13) デジタル社会において、とりわけ従来守られていなかった人々のグループ、例えば高齢者又は子供並びに身体、精神及び／又は知覚の障害を持つ人々の、保護を促進する必要性を認識し、
- (14) 国民参加の努力は、ジェンダー、年齢、社会経済的地位、居住地、障害、宗教的信条、民族又は政治的帰属によって差別されないことを目指し、
- (15) 特に発展途上国において、社会におけるあるグループ及び地域が情報・通信技術に他と同様のアクセスができない場合に発生するデジタル格差を克服する必要性を確信し、
- (16) また、デジタル格差はソーシャルメディアを通じてもたらされる情報への国民のアクセスを妨げる可能性があり、それ故に全ての国民に情報技術へのアクセスを保障するとともに、情報を公にしておくために伝統的なメディアを使用することの重要性を考慮し、
- (17) 議会人に関与するための国民の能力は、議会及び議事手続の知識に加え、一部は科学技術へのアクセスにも依存することを考慮し、

- (18) 選挙で選出された政治家の個人的な繋がりには他に代え難い性質のものであることに留意し、
- (19) ソーシャルメディアは、特定の政治的意見を拡散する機能において有用ではあるものの、多様な意見をバランスよく集約し、合意を形成するには困難な点があることに留意し、
- (20) 伝統的及び新しいソーシャルメディア双方に関する、メディアリテラシー及びインターネットリテラシーを醸成することは、政治プロセスへ若者を参加させ、含めるために必須の前提条件の一つであることを強調し、
- (21) ソーシャルメディアは、時に匿名で憎しみのメッセージを送るためにも使用され、悪意ある人々が他者を組織し、動員する可能性があり、そのために民主主義及び平和を蝕む可能性があることを懸念し、
- (22) 憎悪の誘発を回避するため立法上の努力を払うなど、中傷及び侮辱に関する法律を尊重する重要性を強調し、
- (23) 現行の法制を完全に遵守するのみならず、取り扱う情報の機密性、プライバシー、完全性の側面も最大限尊重しつつ、責任をもってソーシャルメディアを使用する必要性を認識し、
- (24) メディア及び報道規制機関は、人権特に表現の自由及びプライバシーの権利を擁護する重要な役割があることを確信し、
- (25) また、メディア及び議会広報機関は、議会と公衆との間のコミュニケーションを拡大する役割があると確信し、
- (26) ソーシャルメディア利用者のための普遍的に実施可能な行為規範を進展させる際に生じる重要な課題を認識し、
- (27) I P U 及び A S G P が、議会のためのソーシャルメディアのガイドラインに取り組んでいることに勇気づけられ、
- (28) 国民参加及び代議制民主主義を強化するためのソーシャルメディアの可能性、リスク及びその可能性を実現するために必要な技術的条件に関して議会人が情報を共有する必要性を確信し、

- (29) 政治システムにおけるジャーナリストの監視的役割及びジャーナリストが、ジャーナリズムの倫理規定に従いながら、公衆への説明責任を有する必要性に留意し、
- (30) ソーシャルメディアの利用者がコンテンツ及び情報を自ら生み出すため、ジャーナリストが情報の発信においてもはや独占的立場にないことを認識し、
- (31) 腐敗は法の支配、民主主義、人権、平等及び社会正義に対する深刻な脅威を意味していることを確信し、
- (32) 表現の自由の権利がオンライン上でも守られるべきことを確認するとともに、当該権利の享受は世界人権宣言第 19 条及び国際人権規約（B 規約）第 19 条に従い、特別の義務と責任を伴うものであることに留意し、
- (33) 国際人権規約（B 規約）第 20 条第 2 項「差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する」を強調し、
- (34) 「インターネット上の人権の促進、保護及び享受」に関する 2012 年 6 月 29 日の国連人権理事会決議 20/8 を想起し、
1. 各国議会に対し、民主主義プロセスにおいて、ソーシャルメディアを含むメディアの活用を通じて国民参加を強化するための戦略及びガイドラインを発展させるよう勧告する。
 2. I P U に対し、加盟国議会により作成されたガイドラインを収集・公表し、国民参加を強化するためのソーシャルメディアの活用の際のベスト・プラクティスを発展させることを要請する。
 3. 各国議会に対し、それらのガイドラインに、ソーシャルメディアを含むメディアを通じた相互交流の際に、議会人同士あるいは議会人と公衆との間で相互に尊重し合う必要性を取り上げた追加条項を含めることを奨励する。
 4. 各国議会に対し、議会の業務、討議及び議事が国民に普及し、また、より理解されやすく、魅力的かつ活動的なものにするため、ソーシ

ャルメディアを含むメディアを通じ、議会の業務、討議及び議事に関する情報を広めるよう要請する。

5. 各国議会に対し、いかなるソーシャルメディアへの参加も、伝統的なメディアを含むオフライン型の参加に取って代わることがないようにする一方、国民との交流のプラットフォームの一部としてのソーシャルメディアを含むメディアの利用を奨励する。
6. 各国議会及び議会人に対し、国民参加の成果が、ジェンダー、年齢、社会経済的地位、居住地、障害、宗教的信条、民族又は政治的帰属にかかわらず、全員に与えられるよう強く要請する。
7. 各国議会に対し、国民を参加させる手段として、ソーシャルメディアを含むメディアを効果的に活用するために必要な情報技術資源、支援、研修、設備、技術支援、アクセスの提供及びその他の形態の支援を議会人に対し与えるよう奨励する。
8. 各国議会に対し、特に国民の大部分がいまだ情報技術資源にアクセスができない発展途上国においてデジタル格差を狭めるための効果的な手段をとるよう要請する。
9. 全ての利害関係者に対し、例えば特別な教育・研修プログラムの開発及び提供を通じて、国民全体、特に子供と若者のインターネットリテラシー及びメディアリテラシーを醸成するよう要請する。
10. 各国議会及び議会人に対し、オンライン、オフラインの双方で表現、情報及び集会の自由の権利を尊重するよう強く要請する。
11. 自由で開放的かつ利用しやすいインターネットは基本的人権であり、また国民参加及び民主主義を強化するための国民の手段であることを強調し、また、議会人は国民の自由で安全なオンライン通信へのアクセスを確保する責任を有することを強調する。
12. メディアに対するいかなる規制も表現の自由の権利に関連する国際人権上の義務と矛盾してはならないことを強調する。
13. 全てのソーシャルメディアの利用者に対し、国際人権法に従って中傷及び侮辱に関する国内法を尊重するよう要請する。

14. また、全てのソーシャルメディアの利用者に対し、国際人権法に従って憎しみの演説や暴力への扇動を控えるよう要請する。
15. 各国議会に対し、世界中のジャーナリスト、ブロガーを含むソーシャルメディアの利用者及び言論の自由の擁護者を積極的に支援及び保護することを要請する。
16. 各国議会及び議会人に対し、倫理規定に配慮しながら、伝統的メディア及びソーシャルメディアを通じたジャーナリストの監視的役割を促進するために表現及び言論の自由を保護する、それによって民主主義を強化することを強く要請する。
17. さらに、各国議会に対し、中傷、侮辱、プライバシーの保護及び秘密の保持に関する法律等の事項に関する情報及び支援を議会人に提供するよう要請する。
18. 各国議会に対し、代議制民主主義及び参加型民主主義において、必要があれば新しい情報通信技術を使用する全員の権利を保障するための規制及び手続を創設するよう要請する。
19. 議会人に対し、新しい技術を安全に使用することのみならず、第三者にもかかる使用を促進し、ソーシャルメディアの使用における安全の文化を浸透させることを要請する。
20. 議会人に対し、特にソーシャルネットワークの使用に関し、より安全なデジタル社会の実現に向けて取り組むことを強く要請する。
21. ソーシャルメディア及び技術が、公的な情報へのアクセスを規定する法律や規制に組み入れられることを奨励する。
22. また、各国議会及び政府に対し、報道の自由の保護、透明性の向上、能力の強化及びより一層の民主化を目指す措置を講じることを奨励する。
23. 議会人、特に女性の議会人に対し、民主主義プロセスへの女性の参加及び包含を促進するため、相互に支援し合い、コミュニティと交流するためソーシャルメディアを利用するよう強く要請する。
24. また、議会人に対し、若者への関与を増やし、若者の問題、ニーズ

及び要望に対する認識を高めるため、ソーシャルメディアを利用するよう強く要請する。

25. 各国議会に対し、各種メディア及び媒体の重要性を評価するため、自国の議会の報道に関する研究を行うことを要請する。
26. メディアの表現及び通信の自由が適切に機能していることを監視し、コミュニケーション専門家の活動によって生じうる濫用や人権侵害を防ぐための独立の監視機関を持たない各国政府に対し、その設置を要請する。
27. 各国議会に対し、独自の報道機関を創設し、議会への公的なアクセスをさらに促進することによって、コミュニケーション手段を多様化することを奨励する。
28. 各国議会及び議会人に対し、コミュニケーションに関する倫理規定を制定及び遵守すること、政治的その他の討論がいかになされるべきかに関する議論及び共通の合意の必要性を認識することを奨励する。

第 128 回 I P U 会議採択決議

シリア危機の安全保障及び人道主義への影響に対処するとともに、各国政府に対し、シリア難民に対する国際的及び人道的責任を負い、難民受け入れを行っている近隣諸国を支援するよう圧力をかける上での各国議会の役割

(2013年3月27日(水)、本会議にてコンセンサス*により採択)

第128回 I P U 会議は、

- (1) 第126回 I P U 会議(カンパラ、2012年)においてコンセンサスにより採択された「シリアにおける虐殺及び人権侵害の即時終結に向けた I P U のイニシアチブ、並びに人道支援を必要としている全ての者にそのアクセスを保障するとともに、アラブ連盟及び国連による関連する全ての諸決議の履行並びに和平努力を支持する必要性」に関する決議を想起し、
- (2) シリアの独立、主権、統一及び領土的一体性に対する尊重、国連憲章の原則、世界人権宣言の条項並びに I P U 規約の第 1 条で規定されている I P U の目的の重要性を強調し、
- (3) シリアの状況並びにそれが市民全般、とりわけ女性、子供、高齢者及び障害者に与える影響に対する深い懸念を表明し、
- (4) とりわけ多くの家族や財産を失った後において、シリア難民が苦しんでいる精神的外傷を考慮し、

* 本決議の表題の「安全保障」という文言の使用に関して、アルジェリア、キューバ、エクアドル、エルサルバドル、イラン、メキシコ、ペルー、ロシア、スーダン、シリア及びウルグアイの各代表団は、留保を表明した。さらに、シリア代表団は、同国の主権が侵害されたと感じられる数箇所の項目に関して留保を表明し、また、キューバ代表団は、前文パラグラフ 1 に関して留保を表明した。

- (5) より高い費用を必要とする、難民キャンプ及びその他の場所において近隣諸国が難民を受入れる必要性が高まっていることを意識し、
 - (6) 大半の国では既に資源が枯渇している難民の受入れ国において、経済、安全保障、社会、保健及び教育上の負担が増していることを認識し、
 - (7) 直近に開催されたクウェートでの会議において、地域内でのシリア難民の支援に関与している救助機関に15億米ドル相当の支援を行うとした援助国の公約を想起し、また、国連難民高等弁務官の声明によれば、実際の受取額は2億米ドルを越えていないことに留意し、
 - (8) 難民の受入れ国にかかっている負担を踏まえて提供されるべき国際支援と、受入れ国が実際に受け取っている資金に大幅な差が生じていることに留意し、
 - (9) 任務に関する組織及び安全上の困難な問題があるにもかかわらず、国境を開き続け、暴力から逃れてきた人々に避難場所を提供することを目的として行われてきた、トルコ、ヨルダン、レバノン及びイラクを含む近隣諸国による取組について、深い感謝の念を持って認識し、
1. 全ての議会人及びI P U加盟国議会に対し、シリア難民に対してなし得る限りの財政及び現物支給の支援を行うよう、各国政府に圧力をかけることを要請する。
 2. 直近に開催されたクウェートでの会議に参集した援助国に対し、15億米ドルの財政支援を行うとされた責務を遂行することを強く要請する。
 3. 全ての国々に対し、難民を冬の寒さ及び夏の暑さから守るため、難民の受入れ国に避難施設及び宿泊設備を提供することを要請する。

4. 救助機関に対し、その多くが女性、子供、高齢者及び障害者であるシリア難民に公衆衛生施設、必要とされる全ての医療的ケア（診療、病院治療、産科治療及び医療器具）及び十分な量の食料品を提供することや、難民キャンプにおける子供に教育を提供することに努めることを訴える。
5. 各国に対し、ヨルダンを含めた多くの難民受入れ国において既に枯渇している財政資源に対する負担を軽減するため、財政支援を行うことを強く要請する。
6. シリアの周辺国に対し、その領土内の難民が、救助機関の協力の下、国連による難民の地位に関する条約（1951年）及びその議定書（1967年）に従い、避難場所を提供されることを保障することを要請する。
7. また、国連に対し、難民の安全性が保障されるよう、国境を越えた武器の流通の防止に関して、難民の受入れ国を支援することを要請する。
8. シリア難民の発生を取り巻く現在の情勢を踏まえ、国境の閉鎖を迫られる難民の受入れ国が現れ、その結果、シリア周辺地域の人道上の状況を更に悪化させかねないことについて、懸念を表明する。
9. シリアの全ての当事者に対し、全ての形態の暴力をただちに、完全に、無条件に終結させることを強く要請する。そして、全ての関係する地域及び国際上の当事者に対し、シリアの市民の安全、治安及び人権のみならず領土的一体性及び主権を保護する一方で、シリアが内部紛争の平和的解決に至るための支援の方法を模索することを要請する。

第 128 回 I P U 会議採択成果文書

キト声明

(2013 年 3 月 27 日 (水)、本会議にて採択)

第 128 回 I P U 会議 (キト、エクアドル) の際に、各国議員が集い、「たゆまぬ成長から目的ある開発『良き生活 (Buen vivir)』へ：新たなアプローチ、新たな解決策」というテーマについて討議した。このテーマは、先進国・開発途上国の双方に適用される 2015 年以降の開発アジェンダ及び将来の持続可能な開発目標に関するグローバルな考察に寄与するものとして選ばれた。以下は、本会議で行われた討議の要約であり、I P U は、国連とこの討議について情報を共有するよう求められている。また、I P U 各加盟国が各々の議会にこの声明を提出するのも良いだろう。

持続可能な開発は現在、岐路に立っている。消費と生産が永遠に拡大していくというサイクルは、現在の経済モデルの核心にあり、限界のある世界においてもはや持続可能ではなくなっている。成長だけでは今日の社会、経済及び環境をめぐる課題の解決策とはならないばかりか、それ自体が問題の一部にすらなりつつある。我々が平和、連帯、自然との調和という基本的な人間の価値を満たし得る国際社会として発展しようとするならば、そのあらゆる側面において幸福を重視する、異なるアプローチが求められる。

成長は開発の必要条件であり、実際に無数の世代の貧困脱出の助けになってきたが、今は成長の性質とその恩恵の分配をこれまで以上に重視する必要がある。高い成長が人間開発と幸せの増進をもたらすとは限らない。逆に、正しい社会政策の均衡が実現できれば、たとえ低い経済成長でも、全体の幸福度を高めることは可能である。雇用創出と人並みの暮らしを送れる可能性が、成長と幸福を支える政策の中心に据えられなければならない。開発途上国の場合、極度の貧困を根絶し、全ての者に生活必需品を提供しようとするならば、物質的成長が必要不可欠である。この場合でも、環境と社会の持続可能性が初めから経済政策に組み込まれていなければならない。これは、人口の増加とそれに伴う急激な都市化

を考えると、特に重要である。

究極的には、幸福は人的要因で成り立っており、こうした要因は、抑制の利かない物質的な消費と生産に必ずしも依存しているわけではない。教育、健康、文化、余暇、信仰活動、あらゆる人権の享受、充実感、地域社会への帰属意識などはどれも、環境にほとんど負荷をかけずに増進することができ、莫大な社会的配当をもたらす、人間の幸福の要素である。新たな成長・開発モデルでは、これらの財に対する支援の強化にも注力すべきである。民間部門は引き続き雇用の創出を牽引しなければならないが、地域社会に恩恵をもたらし、環境への影響を最小限に抑える社会部門やインフラ整備の分野でも、雇用を増やす必要がある。若年層の失業問題は特に優先しなければならない。

幸福を目指す政策を成功させるには、女性が国民及び経済主体としての能力を十分に発揮できるよう、ジェンダー不平等を根絶することが極めて重要である。女性は世界人口の半分を占めているが、依然として生活のあらゆる領域で圧倒的に不利な集団であり続けている。多くの国において、女性は、差別的な法律や文化的な規範によって経済的機会を奪われ、信用を得られる機会が限られたり、低賃金を強いられたりしている。大半の国では、依然として女性が政治家や企業の幹部になることを妨げる障壁が存在している。女性に対する暴力も蔓延し続けており、大半の社会で女性の脆弱性を一層強めている。

幸福政策への移行は容易ではなく、その道筋はまだ十分に描かれていない。大胆な実験的取り組みが必要である。意思決定者は、国内及び国際的に現存する、条件や機会の大きな不平等の緩和に取り組む必要がある。市場の力を幸福へと向かわせるためのインセンティブ及び規制を実施しなければならない。様々な開発段階にある国々に見られるように、今日、各国の政府は、人間福祉の増進のための経済、社会及び環境政策により焦点を当てられるよう、指標を導入することが可能である。単なるGDPを超えた国の幸福度を測定することが、物質的な生産と消費に関してばかりでなく、社会と環境の発展に関しても、成長を再定義する上で極めて重要となる。

特に技術の効率化と環境に優しい製品に依存するグリーン経済は、それがより大きな政策枠組みの中に取り込まれて初めて、我々を正しい方向に導くことになる。そのためには、成長の構成要素を資源集約度の低い生産と消費へシフトさせるための財政的なインセンティブ及び政策が必要となる。修正された成長モデルでは、経済の活力を高め、幸福の増

進を図るべく、富と機会をより公平に分散させるための分配政策により依存する必要もある。実際、他人が富を過剰に得ているのに対して、自分は排除され、収奪されているという意識ほど、幸福感を損なうものはない。

幸福政策では、誰もが享受でき、地球が支えることのできる財を生産すべく、私益と公益、競争と協力、民間投資と公共投資のバランスの改善に努める必要がある。つまり、開発の究極的な目標としての幸福及び人間的進歩を追求するには、地球と人々を、育成すべき資産とする考えに基づく新たな社会契約が必要となる。「良き生活 (Buen vivir)」という指針の原則は、個人の成功は地域社会全体の成功にかかっているというアフリカの金言「ウブントゥ (Ubuntu)」と組み合わせなければならないのである。

このような開発ビジョンを達成するには、国際協力の強化が必要となる。先進国は、地球規模の持続可能な開発と極度の貧困の根絶に対してより大きな責任を負っている。先進国の経済を持続可能な軌道に乗せるために、より積極的に行動する必要がある。気候変動その他の環境緊急事態の影響緩和技術を含めた開発途上国へのグリーン技術の移転を円滑に進めるための取り組みを強化する必要がある。開発協力を強めるとともに、援助国と援助受入国の双方に対して、より説明責任を果たさなければならない。また、開発協力は、より直接的に幸福の支援を目指す必要がある。

成長中心的な経済モデルの再考には、無制限な競争よりも連帯と協力に基づく別の種類のグローバル化も必要となる。国際的な経済・金融・貿易の構造は誤った成長モデルを促進するきらいがあり、依然として既得権益層に有利に働いている。多国籍企業や金融コングロマリットの過剰な経済力・政治力を削減する政策を講じなければならない。土地が一握りの所有者にますます集中しており、農村部の貧困層の生活を悪化させている。土地分配の公平化は成長の改善と人間開発の向上に繋がるため、この問題に取り組む必要がある。

当然のことながら、幸福政策では、**全ての**国民、特に女性、若者、先住民族、貧困層といった社会的に脆弱な集団が意思決定に参加できるようにしなければならない。我々の生活や我々を取り巻く社会や環境に影響を及ぼす決定に参加できるということは、それ自体、幸福の重要な側面である。逆に、幸福は、国民が公共管理に実質的に関与するためにも必要である。参加とそれに伴う透明性と説明責任が、今度は民主主義の

重要な柱となり、国民のニーズに応える形で民主主義を世界、国家、地方の全てのレベルの政府機能に活かしていく際の重要な柱となるのである。

参加、透明性及び説明責任は、結局はそれ自体が目的であり、持続可能な開発を可能にする**民主的統治**の核心をなす。民主主義、法の支配、人権という普遍的価値の尊重なくして真の繁栄はあり得ない。従って、民主的統治を、将来の開発枠組みを構成する目標の切り口にするとともに、新たな持続可能な開発目標のひとつの独立した目標にすべきである。このことは、会議期間中に実施された、数百名に上る議員を対象とした調査の結果でも裏付けられている。

持続可能な開発を新しい軌道に乗せるための一助として、市場と政府の役割を再調整することが求められている。市場のニーズと社会規範を調和するのを助ける効果的な手段としては、官民パートナーシップ、地域を拠点とした企業や他の形の協力モデルの発展などがある。最貧困層の権利の保障や天然資源基盤の保護のための政府介入も必要となる。持続可能な開発をめぐる相互依存的な課題には、各国政府のみが実施及びその支援ができるような協調的なアプローチが必要である。

よって、各国議会が国内及び国際的レベルの意思決定プロセスにおいて自らの正当な立場を主張することが、かつてなく重要となる。議会組織は、民主的統治の仕組み全体にとって極めて重要であり、世界のほぼ全ての国・地域において、監視能力を高め、立法権限を強めることにより強化していく必要がある。とりわけ、このようにして強化された議会は、将来の持続可能な開発目標を実施する上で中心的な役割を果たさなければならない。これには、開発政策及び計画が参加型で包摂的なプロセスの下で作成及び策定されるようにし、議会による評価のために、定期的に進捗状況の報告を求めることなどがある。

本討議は、「我々が望む未来 (The Future We Want)」というふさわしい題名が付いた、国連持続可能な開発会議 (リオ+20) の成果文書で予見されているグローバル協議に参加する手段として、各国議会において継続されるべきである。

女性に対する性的暴力に関する議長声明

(2013年3月27日(水)、本会議にて承認)

私は、第128回IPU会議の出席議員を代表し、女性に対する性的暴力、特にあらゆる形態及び状況でのレイプが横行していることに対し、我々の深い憂慮の念を表明する。

我々は、性的暴力を強く非難する。性的暴力は、公的な場か私的な場かを問わず、女性に対し最も頻繁に加えられている暴力形態の一つである。我々は、女性の身体的、精神的な健全性及び恐怖や暴力のない生活を送る権利を保障するため、緊急かつ効果的な行動を求める。

我々は、これらの憎むべき暴力行為に対して怒りを表明するとともに、これらの暴力行為が処罰されない状況に終止符を打つことへの社会の要求を結集する。

我々は、全ての議会に対し、これらの犯罪が、被害者との関係や状況の如何を問わず、何らかの者によって犯された、個人の身体的健全性及び性的自律性の侵害であると定義されるのを確実にすべく、既存の法律を精査するよう要請する。我々は、こうした性的暴力行為を犯罪とし、その根本原因に取り組むことによって予防を強化し、加害者の処罰を厳罰化し、女性に適切な保護を提供しなければならない。

我々は、自らの監視機能及び政治的統制を通じて、法律の執行及び資源の適切な配分を確実にしなければならない。我々は、自国政府に対し、国民の意識を高めるために取られた対策について定期的に報告するよう要請する。我々は、性的暴力行為の発生状況及び実施されている方策の実効性を評価するため、統計データを求める。

また、我々は、自国政府に対し、法律の執行に関わる全ての者に十分に、準備・訓練され、説明責任を有するようにすることも要求する。我々は、レイプ及び性的暴力への対策を女性のニーズに即したものとなるようにするとともに、被害者が処罰、放置、非難の対象にならないよう、配慮しなければならない。

我々は、かかる行為は容認し難いものであると断固宣言し、女性に対する性的暴力の終結という大義を擁護していくことを約束する。